

記者発表資料

平成25年10月 8日
九州地方整備局
八代河川国道事務所

第4回「球磨川下流域環境デザイン検討委員会」の開催について

第4回「球磨川下流域環境デザイン検討委員会」を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

1. 日 時 平成25年10月11日（金） 14時～（3時間程度）
2. 場 所 八代市厚生会館
大集会室
(0965) 32-3196
3. 取 材 公開
4. 内 容 球磨川下流域の自然再生のあり方について
遙拝堰下流の瀬の再生に向けた河床デザイン検討について
河口域、汽水域の干潟・ヨシ原の再生のデザイン検討について
萩原堤防のデザイン検討について
5. 備 考 規約、委員名簿は別紙1のとおり

■問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所

河川環境課長 工藤 勝次

工務第一課長 とじ 都地 浩一

TEL (0965) 32-7134

球磨川下流域環境デザイン検討委員会規約

第 1 条（趣旨）

この規約は、「球磨川下流域環境デザイン検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第 2 条（目的）

この委員会は、球磨川下流域において実施される事業に対し、自然環境との共生のあり方について、意見を述べることを目的とする。

第 3 条（組織等）

委員会は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長が設置する。

- 2 委員会の委員は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長が委嘱する。
- 3 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。

第 4 条（委員長）

委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

第 5 条（委員会運営）

委員会は、委員長が召集し進行にあたる。

- 2 委員長は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聴くことができる。

第 6 条（公開）

委員会は原則公開とする。ただし特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるもの等の公開方法については、委員会で定める。

第 7 条（事務局）

委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所に置く。

第 8 条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第 9 条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 本規約は、平成 25 年 1 月 29 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

球磨川下流域環境デザイン検討委員会

委員名簿

おにくら のりお 鬼倉 徳雄	九州大学 大学院 生物資源環境科学府 附属水産実験所 助教
かみくぼ ゆうじ 上久保 祐志	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科 准教授
さかもと まさはる 坂本 正治*	八代市企画戦略部 部長
しまたに ゆきひろ 島谷 幸宏	九州大学 工学研究院 環境社会部門 教授
ふくどめ しゅうぶん 福留 脩文	(株) 西日本科学技術研究所 代表取締役
ほしの ゆうじ 星野 裕司	熊本大学 大学院 自然科学研究科 准教授
まつやま じょうぞう 松山 丈三	八代史談会 会長
みやお ひさし 宮尾 尚*	熊本県南広域本部 本部長
どうぞの しゅんた 堂蘭 俊多	国土交通省八代河川国道事務所 所長

(敬称略・五十音順)

*行政関係の委員2名については代理出席を認める

■八代市厚生会館位置図

〒866-0863 西松江城町1番47号
電話 0965-32-3196

